

## 南紀白浜空港利用促進実行委員会規約

### (設置)

第1条 南紀白浜空港のジェット化開港を契機に、県内外からの空港の利用促進を図ることを目的として、南紀白浜空港利用促進実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南紀白浜空港利用促進のための広報宣伝活動
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

### (役員等)

第4条 委員会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
監 事	1名

### (役員を選任)

第5条 会長、副会長及び監事は委員会において選任する。

### (職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は委員会の会計その他の業務を監査する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

### (議決)

第8条 委員会の会議は、委員会の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長は書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

### (会長の専決処分)

第9条 会長は、委員会を招集するいとまがないときは、委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の委員会で報告しなければならない。

### (幹事会)

第10条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は会長が指定する者をもって構成する。

3 幹事会は委員を補佐し、事業計画の立案及び実施に取り組む。

(事務局)

第11条 委員会及び幹事会の事務局は、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課に置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 委員会の運営及び事業の執行に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(解散)

第13条 委員会は、その目的を達成されたときに解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成7年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年8月 3日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別 表 1

和歌山県副知事  
御坊市長  
田辺市長  
新宮市長  
白浜町長  
日高郡町村会長  
西牟婁郡町村会長  
東牟婁郡町村会長  
田辺商工会議所会頭  
田辺市熊野ツーリズムビューロー会長  
南紀白浜観光協会会長  
白浜温泉旅館協同組合理事長  
白浜町商工会会長  
日本航空（株）西日本支社長  
（株）南紀白浜エアポート代表取締役社長  
日高振興局長  
西牟婁振興局長  
東牟婁振興局長